

# 所 信

監事 岩本 兼宜

このたび、青年会議所活動最終年度に監事という大役を仰せつかり、誠に光栄に思うと共に野々山理事長に感謝致します。12年間お世話になったこの団体に恩返しをする年として、監事の職務を全力で全うする所存でございます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条〔監事の権限〕（抜粋）により

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査する。
- 2 監事は…監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

特に上記二点に重点を置き、監査を行いたいと考えます。

そして、より公益性の高い活動を行う中で、この青年会議所運動が会員の皆様のためにしっかりと行われているかということも視野に入れ、監査をさせていただきたいと考えます。

本年度、監事という役職ではございますが、メンバーの皆様と同じ目線でそしてフラットな立場で精一杯、活動させていただきます。どうぞ一年、宜しくお願い致します。